

第4回総会 令和5年9月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、9月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、提出されていますので報告します。土地の所在：大字穂北字〇〇番、場所は、穂北地区の〇〇集落で〇〇から北西へ約1km行ったところの農地です。地目・田、面積557㎡の内、使用面積30㎡、所有者の住所・氏名：大字南方〇〇番地、〇〇、申出人の住所・氏名は、大字清水〇〇番地、〇〇。発注者は、西都市長 橋田和実、工事名：〇〇。使用目的：現場事務所、仮設トイレの設置、使用期間：令和5年10月1日から令和6年3月29日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

また、相続届出3件、使用貸借合意解約4件、賃貸借合意解約10件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第4回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員13名 推進委員14名、合計27名の出席であります。本日の議案件数であります、6件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10番 〇〇委員、26番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第12号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

1 番を説明します。申請者：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 5 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,181 m²の内 314 m²、申請内容・目的：駐車場用地となっています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 今回は、19 番 〇〇委員と私（3 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、9 月 20 日、午前 8 時 20 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長も同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法 5 条の事業計画変更 1 件、農地法第 5 条 8 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

19 番 1 番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 400mの所にある農地です。申請人の〇〇さんが駐車場を設置するために申請されたものです。東側は農道、西側は県道、南側は申請人のハウス、北側は県道となっております。雨水は隣接した排水溝に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、砂利を敷き固めることで防ぐとのこと。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ております。申請地は農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、農業用施設であるため、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認についてであります。この案件は東京都の〇〇が申請を行い、平成 26 年 3 月 20 日付けシレイ番号〇〇で許可を受けた内容についての計画変更となります。

1 番の申請内容について説明します。土地の所在：大字荒武字〇〇番外 1 筆、登記：田・現況：雑種地、面積 2,013 m²、受人：東京都の〇〇、渡人：東京都の〇〇、転用事由：太陽光発電施設用地、今回の事業計画変更申請事由は、平成 26 年 3 月 20 日に許可を受けた〇〇が太陽光発電設備の設置を進め、80～90%工事が完了した段階で諸事情により工事が止まり、現在まで数年中断されていたところ、今回、受人の〇〇が購入し、工事を再開することとなったものです。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 1 番を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇より北へ 50mの所にある農地です。平成 26 年 3 月当時、〇〇が太陽光発電設備の設置の為、転用許可を受けましたが、その後諸事情により目的にいたらず今日にいたっているものであります。今回、〇〇が購入し、工事を再開することとなったことによる計画変更申請です。周囲は東側は畑、西側は畑、南側は市道、北側は畑となっております。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う土砂の流出については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は農地の広がりか 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、変更やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 転用許可後に太陽光パネルの設置をしておりましたが、まだ発電、売電まで至っていない状況でしたが、〇〇が売却をされたという案件です。登記簿上で地目を変えるには5条の変更計画承認が必要であり、〇〇が承認を受け、売電事業を始めようとするものであります。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

29番 事業計画が途中で止まった理由はなんですか。

事務局 資金繰りの悪化と聞きました。

29番 今後、資金計画の確認を充分にお願いします。悪意での転売も考えられますので。

議長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書3～5ページのとおりの申請件数は8件であります。

1番を説明します。受人：宮崎市佐土原町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積39㎡のうち9.72㎡、申請事由：イベント出店用地（一時転用）、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は、出店の設置^{でみせ}であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 1 番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から〇〇の横断歩道を西に渡ったところの農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さんより賃貸借により借受け、イベント出店を設置するために申請されたものです。東側は市道、西側は畑、南側は畑、北側は県道となっております。雨水は自然浸透により排水します。調理で出た水、油は持って帰ります。申請地は農地の広がりか 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、イベント出展者による一時転用であることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 賃借期間が令和 5 年 10 月 18 日から令和 5 年の 11 月 17 日までとなっております。ただし、この期間〇〇がありますが、〇〇との取り決めにより、〇〇期間は出店をしないこととなっております。また、11 月 15 日以降は改良区の許可がおりていないので、11 月 15 日には撤去するという要件を付しています。

議 長 1 番の説明がありましたが、〇〇委員が渡人に関する案件であります。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(堀部委員 退席)

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局長 2番を説明します。受人：高鍋町の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積476㎡、申請事由：資材置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は資材置場の造成であります。

議長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

19番 2番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約300m進んだところの農地です。申請人の〇〇が〇〇さんより売買による所有権移転を受け、資材置場を造成するために申請されたものです。東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地となっております。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については西側にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明はなされております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買金額は〇〇万円になります。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：南方の〇〇・〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番2、登記・現況ともに畑、面積263㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権

利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅の建築であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 3番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約300m程進んだところの農地です。申請人の〇〇さん・〇〇さんが〇〇さんより売買による所有権移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地となっております。雨水は既設側溝へ放流します。生活排水は合併浄化槽で浄化したのち、既設側溝に排出します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ております。申請地は農地の広がり10ha未滿の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 進入路となる場所に祠があり地元の方が管理されております。このまま残すか移転するか検討すると聞いております。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番22、登記・現況ともに畑、面積2,955㎡のうち0.487㎡、申請事由：営農型

太陽光発電施設用地、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は、営農型太陽光発電施設に係る農地部分の利用期間の更新であります。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

9番 4番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から東へ約100m程進んだところの農地です。申請人の〇〇が〇〇さんより賃貸借にて借り受け、営農型太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は県道となっております。雨水は自然浸透により排出します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者に対しては、営農型太陽光発電施設として利用するため付近の農地に被害を与える心配がありません。申請地は農地の広がり10ha以上の第1種農地となりますが、営農型太陽光発電施設であるため許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回、地図の添付のほか、写真、令和4年度の販売実績、営農計画書、収支計画書を添付しております。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8番 賃貸借ということですが期間は決まっていないのでしょうか。

事務局 3年ごとに申請をし、更新していくとのこと。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：妻町の〇〇、渡人：有吉町の〇〇、申請地：有吉町〇〇番1外1筆、登記：田・現況：畑、面積366㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅の建築であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 5番を説明します。申請地は妻地区の有吉町で、〇〇から南東へ約200m程進んだところの農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さんより売買による所有権移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地となっております。雨水は雨水枡を経て、既設道路側溝へ放流します。生活排水は下水道に排出します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロックを設置し防ぐとのことです。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円となっております。

議 長 5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受人：川南町の〇〇、渡人：田野町の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,177 m²、申請事由：建売住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、建売住宅の建築であります。

議 長 6 番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 6 番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約 200m程進んだところの農地です。申請人の〇〇が〇〇さんより売買による所有権移転を受け、建売住宅 3 棟を建築するために申請されたものです。東側は農地、西側は市道、南側は市道、北側は宅地となっております。雨水は自然浸透と排水柵の設置により排水します。生活排水は下水道に排出します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロックを設置し防ぐとのことです。転用する土地の周辺関係者等への説明もされています。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買金額は〇〇万円となっております。第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可可能となる案件ですが、建売住宅ということで許可可能な案件となります。

議 長 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：大字平郡の〇〇、渡人：大字平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番口外2筆、登記：畑・現況：山林原野、面積2,002 m²、申請事由：植林用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は杉の植林であります。始末書が添付されております。

議 長 7番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 7番を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇沿いの〇〇から東へ約400m程進んだところの農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さんより贈与による所有権移転を受けるための申請ですが、申請地は〇〇さんの父が、昭和30年頃に土地の条件が悪いため杉を植樹しており、今回違反転用を是正するためにの申請となります。始末書が添付されております。東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は農地となっております。雨水は山側の排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、既に65年が経過しており、その間も影響がなかったため問題ありません。申請地は農地のつながりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません

議 長 7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：東京都の〇〇、渡人：大字荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登記・現況ともに田、面積978㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は太陽光発電施設の設置であります。

議 長 8番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 8番を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約50m程進んだところの農地です。申請人の〇〇が〇〇さんより売買による所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置するための申請です。東側は農地、西側は農地、南側は市道、北側は農地となっております。雨水は自然浸透により排水します。転用する土地の周辺関係者等への説明もされています。申請地は農地のつながりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は、先ほど事業計画の変更と一体的に行うものです。当時の申請農地に含まれていなかったため、今回〇〇への売買という形での申請となります。この農地に対する売買金額は不明ですが、〇〇から〇〇への売却費が〇〇万円となります。

議 長 8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 6～7 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：千葉県の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 2、登記・現況ともに畑、面積 195 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 1 番を説明します。今回の申請は千葉県の〇〇さんから、鹿野田の〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は都於郡地区の〇〇集落で〇〇の約 700m 東にある農地です。周辺は竹林に囲まれています。受人は申請地でタマネギの作付けをされることを確認しています。農機具は近くの兄弟より借りるそうです。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番外1筆、登記・現況ともに畑、面積1,998㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 この案件は地元委員が私となりますので、私から確認事項の説明を行います。

16 番 2番を説明します。〇〇さんから〇〇さんへの売買による所有権移転となります。

申請地は椿原集落内にある農地です。渡人が受人を捜していましたが、なかなか見つからず、申請地2筆の間が住居である受人が安価で購入することとなりました。受人はハウスピーマン30a、早期水稻200a作付けされており、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は2筆で〇〇万円になります。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字
〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積1,726 m²、権利の内容：贈与による所有権
移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 3番を説明します。今回の申請は宮崎市の〇〇さんから、三宅の〇〇さんへの贈与
による所有権移転となります。申請地は〇〇から南西へ約1km進んだところにある
農地です。受人は水稻を130a、ハウスズッキーニを16a作付けされています。申請
地には水稻を作付けすることを確認しています。農機具はトラクター1台、コンバイ
ン1台、田植機1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺
の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろし
くお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇

○番 2 外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,379 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 4 番を説明します。今回の申請は○○集落に住む渡人から○○集落に住む受人への贈与による所有権移転となります。申請地は○○から南東に 200m 進んだところに 1 カ所、500m 進んだところに 2 カ所あります。受人は WCS、水稻、ニラあわせて 483 a 作付けされています。申請地には水稻を作付け予定であることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバインリース、田植機 1 台、軽トラ 2 台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：南方の○○、渡人：横浜市の○○、申請地：大字南方字

○○番 2 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,426 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 5 番を説明します。今回の申請は横浜在住の〇〇さんから南方の〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ 200m 進んだところと、〇〇から東へ 200m 進んだところにある農地です。受人は水稻やハウスキュウリを作付けされています。申請地にはこれまでも受人が借り受けて水稻を作付けされていることを確認しています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラを所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 5 番の説明がありましたが、私が受入となる案件であります。農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、退席させていただき、当議決の採択について会長代理である〇〇委員に進行をお願いします。

(〇〇委員 退席)

(〇〇委員へ議長交代)

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。ここで議長を会長へ戻します。

(〇〇委員から〇〇委員へ議長交代)

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受入：宮崎市の〇〇、渡入：茶臼原の〇〇、申請地：大字穂北

字〇〇番 22、登記・現況ともに畑、面積 2,955 m²、権利の内容：営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権の再設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22 番 6 番を説明します。今回は太陽光パネルの区分地上権について、茶臼原地区の渡人から営農型太陽光発電の事業を行っている受人への贈与による賃貸借権の設定となります。申請地は〇〇から南へ 300m進んだところにある農地です。申請位置には〇〇を作付けされています。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 先ほどの農地法 5 条 4 番と同じ案件となります。本申請につきましては地上で〇〇を栽培していて、約 2mの上空に太陽光パネルを設置することに対して、パネルや柱の部分に対する区分地上権の設定となります。3年間の賃貸借契約で賃借料は年間 10 万円となっております。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 16 号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 16 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして説明します。まず、議案書 8～12 ページの所有権移転分 6 件を説明させていただきます。

1 番 受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,139 m²です。

2 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,037 m²です。

3 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 外 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,450 m²です。

4 番 受人：下三財の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 2,545 m²です。

5 番 受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,149 m²です。

6 番 受人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、渡人：調殿の〇〇外 9 人、申請地：大字調殿字〇〇番 1 外 16 筆、登記・現況ともに田：16 筆、登記・現況ともに畑：1 筆、面積 12,447 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 10 月 5 日を予定しております。

議長 1 番から 6 番の説明がありましたが、申請番号 1 番は、〇〇委員が受人に関する案件でありますので、1 番を除く 5 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号 1 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、議案書 13～18 ページの賃借権設定分 9 件を申請番号順に説明させていただきます。

(申請番号修正の説明)

1 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,995 m²、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

2 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番外 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 8,153 m²、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の設定です。

3番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番外9筆、登記・現況ともに田、面積8,970 m²、令和5年11月から10年間の使用貸借権の再設定です。

4番 受人：清水の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,142 m²、令和5年10月から5年間の賃貸借権の再設定です。

5番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字調殿字〇〇番1外2筆、登記・現況ともに田、面積3,108 m²、令和5年10月から9年6ヶ月間の賃貸借権の設定です。

6番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字調殿字〇〇番2外3筆、登記・現況ともに田：3筆、登記・現況ともに畑：1筆、面積3,008 m²、令和5年10月から9年6ヶ月間の賃貸借権の設定です。

7番 受人：新町の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字調殿字〇〇番5外3筆、登記・現況ともに田、面積2,026 m²、令和5年10月から9年6ヶ月間の賃貸借権の設定です。

8番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字調殿字〇〇番1外3筆、登記・現況ともに田、面積3,046 m²、令和5年10月から9年6ヶ月間の賃貸借権の設定です。

9番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字調殿字〇〇番3外1筆、登記・現況ともに田、面積804 m²、令和5年10月から9年6ヶ月間の賃貸借権の設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告について

は、令和5年10月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から9番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第17号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第17号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書19～から36ページのとおり17件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇外1名、転貸人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字上三財字〇〇番1外3筆、登記・現況ともに田、面積6,660㎡、令和5年11月から5年3ヶ月間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 代表1の説明がありました。申請番号15番は、〇〇委員が渡人・受人に関する案件でありますので、15番を除く16件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号15番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、15番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 55 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

10 番

26 番